

暴言・暴力・迷惑行為への対応について

当院では、次のような暴言・暴力・迷惑行為があった場合には診療の拒否及び中止、強制退院、病院の敷地内への立入禁止を求めること、警察への通報・届出を行う場合があります。

1. 他の病院利用者や病院関係者に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合
2. 大声、奇声、暴言、または脅迫的な言動により、他の病院利用者や病院関係者に迷惑を及ぼす場合（尊厳や人格を否定するような言動等）
3. 解決しがたい要求を繰り返し行い、病院関係者の業務を妨害する場合
（謝罪や謝罪文の強要、文書作成に関する強要、執拗な面談や電話等を強要する等）
4. SNS 等により暴言や虚偽の内容を拡散させること、または病院関係者に対する誹謗中傷を行う場合
5. 他の病院利用者や病院関係者にみだりに接触する、卑猥な発言をする、公然わいせつ行為をするなどのセクハラ行為及びストーーカー行為
6. 所定の場所以外における飲食、携帯電話等による通話、当院の了承を得ず撮影や録音をする行為
7. 危険物や他人に危害を及ぼす可能性のあるものを持ち込む行為
8. 正当な理由なく院内に立ち入り長時間とどまる場合
9. マスク着用等当院の感染症拡大防止のための適切な措置を講じない場合
10. 院内の機器類の無断使用・持ち出し、建物・設備または機械備品等を汚損し、または毀損する行為
11. 療養に専念しない場合や、無視・長時間の居座りなどを含む迷惑行為
12. 正当な理由なく当院からの要請、規則に反しまたは病院関係者からの要請、指示に従わない場合（飲酒・喫煙・無断離院等）
13. その他、当院の管理・運営に支障をきたす迷惑行為